

三田市立保育所条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略 (保育料)</p> <p>第5条 保育料は、88,400円を限度として、保育所に在所する者に係る支給認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。)の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第1条～第4条 省略 (保育料)</p> <p>第5条 通常保育料は、88,400円を限度として、保育所に在所する教育・保育給付認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。この項において「支援法」という。)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る教育・保育給付認定保護者(支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。</p> <p>2 保育所に在所する教育・保育給付認定子どもが保育所において時間外保育を受けたときの延長保育料は、当該教育・保育給付認定子どもの利用方法、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。</p> <p>(食費等)</p> <p>第6条 市長は、前条に定める額のほか、保育所において提供する便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額を教育・保育給付認定保護者から徴収する。</p> <p>(1) 食事(主食、副食及びおやつ等)の提供(規則で定めるものを除く。)に要する費用</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育所の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>